



鳥取県公報

平成13年10月12日(金)
第7324号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	県自然環境保全地域の指定 (2件) (576・577) (環境政策課)	1
	県自然環境保全地域に関する保全計画の決定 (2件) (578・579) (＃)	2
	県自然環境保全地域の特別地区の指定 (580) (＃)	3
	県自然環境保全地域の特別地区の指定等 (581) (＃)	4
	土地改良事業の同意 (582) (耕地課)	4
	鳥取県収納代理金融機関の店舗の位置の一部改正 (583) (会計課)	4
調達公告	公募型指名競争入札の実施 (4件) (管理課)	5
	一般競争入札の実施 (会計課)	15

告 示

鳥取県告示第576号

鳥取県自然環境保全条例（昭和49年鳥取県条例第41号）第13条第1項の規定に基づき、次のとおり県自然環境保全地域を指定するので、同条第7項の規定により告示する。

平成13年10月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 県自然環境保全地域の名称

原池県自然環境保全地域

2 県自然環境保全地域の区域

東伯郡泊村大字原字二ノ順禮の一部（面積2.2ヘクタール。次の図のとおりとする。）

（「次の図」は省略し、その図面を鳥取県生活環境部環境政策課及び泊村企画振興課に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第577号

鳥取県自然環境保全条例（昭和49年鳥取県条例第41号）第13条第1項の規定に基づき、次のとおり県自然環境保全地域を指定するので、同条第7項の規定により告示する。

平成13年10月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 県自然環境保全地域の名称

神戸上県自然環境保全地域

2 県自然環境保全地域の区域

日野郡日南町神戸上字三本松、字澤及び字佐貫谷奥の各一部（面積5.3ヘクタール。次の図のとおりとする。）
（「次の図」は省略し、その図面を鳥取県生活環境部環境政策課及び日南町住民課に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第578号

鳥取県自然環境保全条例（昭和49年鳥取県条例第41号）第14条第1項の規定に基づき、次のとおり原池県自然環境保全地域に関する保全計画を決定したので、同条第3項の規定により告示する。

平成13年10月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

原池県自然環境保全地域に関する保全計画

1 自然環境の保全に関する基本的な事項

本地域は、東伯郡泊村大字原地内の原池及び原川の一部を含む潟湖の状況が残されている区域であり、希少種を含む多種類の湿性植物が生育するとともに、トンボ類を中心とする昆虫類、メダカ等の魚類、カイツブリ等の鳥類等の多様な野生動物が生息し、貴重な湿地生態系が形成されている地域である。

本地域のうち、多様な野生動植物が生息し、又は生育する中心的な原池の区域を特別地区に指定し、その適正な保全を図る。

2 特別地区の指定に関する事項

特別地区は、次のとおりとする。

名 称	区 域	面 積
原池特別地区	東伯郡泊村大字原字二ノ順禮の一部	1.8ヘクタール

3 自然環境の保全のための規制に関する事項

鳥取県自然環境保全条例第16条第4項第7号に規定する知事が指定する湖沼又は湿原は、次のとおりとする。

湖沼又は湿原の名称	位 置	面 積
原 池	東伯郡泊村大字原字二ノ順禮の一部 (原池特別地区内)	1.8ヘクタール

4 自然環境の保全のための施設に関する事項

自然環境の保全のための施設は、次のとおりとする。

施設の名称種類	位 置	工 種
標 識	東伯郡泊村大字原字二ノ順禮	新 設
植生復元施設	必要に応じて設置する。	

鳥取県告示第579号

鳥取県自然環境保全条例（昭和49年鳥取県条例第41号）第14条第1項の規定に基づき、次のとおり神戸上県自然環境保全地域に関する保全計画を決定したので、同条第3項の規定により告示する。

平成13年10月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

神戸上県自然環境保全地域に関する保全計画

1 自然環境の保全に関する基本的な事項

本地域は、日野郡日南町神戸上地内にあるハンノキ沼沢林一帯の区域であり、比較的希少な湿性植物を含む多種類の植物が生育するとともに、多様な野生動物が生息し、貴重な湿地生態系が形成されている地域である。

本地域のうち、多様な野生動植物が生息し、又は生育する貴重な沼沢林であるハンノキ林の区域を特別地区に指定し、その適正な保全を図る。

2 特別地区の指定に関する事項

特別地区は、次のとおりとする。

名 称	区 域	面 積
神戸上特別地区	日野郡日南町神戸上字三本松、字澤及び字佐貫谷奥の各一部	4.6ヘクタール

3 自然環境の保全のための規制に関する事項

(1) 鳥取県自然環境保全条例第16条第3項に規定する木竹の伐採の方法及びその限度は、次のとおりとする。

区 域	伐採の方法及び限度
2の特別地区の区域	原則として禁伐とする。ただし、被害木の除去を行う場合等の森林の群落構成を変える等の著しい変化を招くおそれの少ない場合には、単木択伐（択伐率が現在蓄積の10パーセント以内のものに限る。）を行うことができる。

(2) 鳥取県自然環境保全条例第16条第4項第7号に規定する知事が指定する湖沼又は湿原は、次のとおりとする。

湖沼又は湿原の名称	位 置	面 積
神戸上ハンノキ沼沢林	日野郡日南町神戸上字三本松、字澤及び字佐貫谷奥の各一部（神戸上特別地区内）	4.6ヘクタール

4 自然環境の保全のための施設に関する事項

自然環境の保全のための施設は、次のとおりとする。

施設の名称種類	位 置	工 種
標 識	日野郡日南町神戸上字三本松	新 設
ハンノキ沼沢林管理歩道	日野郡日南町神戸上字三本松及び字澤	〃
植生復元施設	必要に応じて設置する。	

鳥取県告示第580号

鳥取県自然環境保全条例（昭和49年鳥取県条例第41号）第16条第1項の規定に基づき、次のとおり原池県自然環境保全地域の区域内に特別地区を指定するので、同条第2項において準用する同条例第13条第7項の規定により告示する。

平成13年10月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 特別地区の名称

原池特別地区

2 特別地区の区域

東伯郡泊村大字原字二ノ順禮の一部（面積1.8ヘクタール。次の図のとおりとする。）

（「次の図」は省略し、その図面を鳥取県生活環境部環境政策課及び泊村企画振興課に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第581号

鳥取県自然環境保全条例（昭和49年鳥取県条例第41号）第16条第1項の規定に基づき、次のとおり神戸上県自然環境保全地域の区域内に特別地区を指定し、併せて当該特別地区に係る同条第3項に規定する木竹の伐採（同条第10項に規定する行為に該当するものを除く。）の方法及びその限度を指定するので、同条第2項において準用する同条例第13条第7項の規定により告示する。

平成13年10月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 特別地区の名称

神戸上特別地区

2 特別地区の区域

日野郡日南町神戸上字三本松、字澤及び字佐貫谷奥の各一部（面積4.6ヘクタール。次の図のとおりとする。）

3 伐採の方法及び限度

原則として禁伐とする。ただし、被害木の除去を行う場合等の森林の群落構成を変える等の著しい変化を招くおそれの少ない場合には、単木択伐（択伐率が現在蓄積の10パーセント以内のものに限る。）を行うことができる。

（「次の図」は省略し、その図面を鳥取県生活環境部環境政策課及び日南町住民課に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第582号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、鹿野町が行う土地改良事業（非補助土地改良事業木梨地区区画整理）について、平成13年10月4日に同意したので、同法第96条の2第7項の規定により告示する。

平成13年10月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第583号

昭和50年鳥取県告示第527号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗並びに鳥取県収納代理郵便官署の名称等について）の一部を次のように改正する。

平成13年10月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
3 鳥取県収納代理金融機関				3 鳥取県収納代理金融機関			
店 舗 の 名 称	位 置	収納金を納付すべき指定金融機関の店舗の名称		店 舗 の 名 称	位 置	収納金を納付すべき指定金融機関の店舗の名称	
略				略			
鳥取いなば農業協同組合	略			鳥取いなば農業協同組合	略		
	岩美町支店	岩美郡岩美町 大字新井	株式会社山陰合同 銀行岩美支店		岩美町支店	岩美郡岩美町 大字浦富	株式会社山陰合同 銀行岩美支店
	蒲生支店	岩美郡岩美町 大字蒲生			蒲生支店	岩美郡岩美町 大字蒲生	
	岩井支店	岩美郡岩美町 大字岩井			岩井支店	岩美郡岩美町 大字岩井	
	小田支店	岩美郡岩美町 大字院内			小田支店	岩美郡岩美町 大字院内	
	本庄支店	岩美郡岩美町 大字新井			本庄支店	岩美郡岩美町 大字新井	
	東浜支店	岩美郡岩美町 大字陸上			東浜支店	岩美郡岩美町 大字陸上	
	東浜支店 羽尾事業所	岩美郡岩美町 大字小羽尾			東浜支店 羽尾事業所	岩美郡岩美町 大字小羽尾	
	浦富支店	岩美郡岩美町 大字浦富			浦富支店	岩美郡岩美町 大字浦富	
	大岩支店	岩美郡岩美町 大字大谷			大岩支店	岩美郡岩美町 大字大谷	
略				略			
智頭町支店	八頭郡智頭町 大字智頭	株式会社山陰合同 銀行智頭支店	智頭町支店	八頭郡智頭町 大字智頭	株式会社山陰合同 銀行智頭支店		
富沢支店	八頭郡智頭町 大字智頭		富沢支店	八頭郡智頭町 大字新見			
土師支店	八頭郡智頭町 大字智頭		土師支店	八頭郡智頭町 大字埴師			
那岐支店	八頭郡智頭町 大字智頭		那岐支店	八頭郡智頭町 大字大背			
山形支店	八頭郡智頭町 大字智頭		山形支店	八頭郡智頭町 大字郷原			
山郷支店	八頭郡智頭町 大字智頭		山郷支店	八頭郡智頭町 大字中原			
略				略			

調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成13年10月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

(1) 工 事 名 鳥取湖陵高等学校農業科・家庭科実習棟他新築工事（建築）

(2) 工事場所 鳥取市湖山町北三丁目

(3) 工事内容

ア 本件工事は、高等学校再編計画に基づき整備する県立鳥取湖陵高等学校農業科・家庭科実習棟等を、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工によって新築するものである。

イ 本件工事は、別途発注予定の電気設備工事、機械設備工事及び家具設置工事並びにプール新築工事に係る建築工事、電気設備工事及び機械設備工事と協調を図り実施する必要がある。

(4) 工事の詳細

ア 実習棟 鉄筋コンクリート造3階建

建築面積 1,346.68㎡

延べ床面積 3,188.00㎡

イ 渡廊下 鉄骨造平屋建

建築面積 185.40㎡

延べ床面積 185.40㎡

ウ 電気室 補強コンクリートブロック造平屋建

建築面積 27.98㎡

延べ床面積 27.98㎡

(5) 工 期 平成13年12月から平成15年2月20日まで

(6) 予定価格 526,563,450円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類（以下「技術資料等」という。）の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

ア 共同企業体が、県内に本店を有する者2名により自主的に結成されたものであること。

イ 各構成員の出資比率が、30パーセント以上であること。

ウ 各構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者であること。

エ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 建築工事業について建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。

ウ 平成12年鳥取県告示第330号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について。以下「入札参加資格告示」という。）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、一般建築工事のA級に係るものを有すること。

エ 平成13年10月12日（金）から同月26日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

オ 平成13年4月1日（日）からあって通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（昭和27年法律第172号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

カ 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。

(3) 共同企業体の代表者の資格

ア 入札参加資格告示5による資格決定通知書（以下「資格決定通知書」という。）に記載された一般建築工事における総合点数が1,030点以上であること。ただし、平成12年10月1日以降に吸収当該合併をし、かつ、当該吸収合併をした日又は当該吸収合併に伴う登記をした日を審査基準日とする建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査（以下「合併時経審」という）を受けている者にあつては、合併時経審の結果における建築一式工事の総合評点と資格決定通知書に記載された一般建築工事における主観点数の合計が1,030点以上であること。

イ 平成4年度以降に工事が完成し、引渡し完了している鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造で、1棟の延べ床面積が1,500平方メートル以上の建築工事（以下「同種工事」という。）を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。

ウ 本件工事の施工期間中、次に掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。

（ア）平成4年度以降に、同種工事を施工管理した経験を有する者であること。

（イ）建築工事業について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

（ウ）建築士法（昭和25年法律第202号）第4条の規定による一級建築士の資格を有する者又は建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の建築施工管理の検定に合格した者であること。

（4）共同企業体の代表者以外の者の資格

ア 資格決定通知書に記載された一般建築工事における総合点数が1,010点以上であること。ただし、平成12年10月1日以降に吸収合併をし、かつ、合併時経審を受けている者にあつては、合併時経審の結果における建築一式工事の総合評点と資格決定通知書に記載された一般建築工事における主観点数の合計が1,010点以上であること。

イ 建築士法第4条の規定による一級建築士の資格を有する者又は建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の建築施工管理の検定に合格した者を主任技術者として本件工事に専任で配置できること。

3 技術資料等の作成及び提出

（1）技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付する。

ア 交付期間及び時間

平成13年10月12日（金）から同月26日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）

鳥取市立川町六丁目176 鳥取県鳥取土木事務所総務課（東部総合事務所内）

八頭郡郡家町大字郡家100 鳥取県郡家土木事務所総務課（八頭総合事務所内）

倉吉市東巖城町2 鳥取県倉吉土木事務所総務課（中部総合事務所内）

米子市鞆町一丁目160 鳥取県米子土木事務所総務課（西部総合事務所内）

日野郡日野町根雨730 鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

（2）技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

（1）のイに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係（電話番号0857 - 26 - 7347）とする。
- (2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されとは限らない。
- (3) 技術資料等その他提出された資料は、返却しない。
- (4) 工事内容に関する説明会は、行わない。
- (5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。
- (6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成13年10月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

- (1) 工 事 名 県立八頭高等学校第二校舎改築等工事（B工区建築）
- (2) 工事場所 八頭郡郡家町大字久能寺
- (3) 工事内容
 - ア 本件工事は、老朽化した県立八頭高等学校第二校舎を改築するものである。
 - イ 本件工事は、別途発注予定のA工区建築工事、附属棟建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び家具設置工事と協調を図り実施する必要がある。
- (4) 工事の詳細
 - 校舎棟 鉄筋コンクリート造4階建
 - 建築面積 723.78㎡
 - 延べ床面積 2,421.06㎡
- (5) 工 期 平成13年11月から平成15年3月10日まで
- (6) 予定価格 422,788,800円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 県内に本店を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 建築工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。
- (4) 平成12年鳥取県告示第330号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について。以下

「入札参加資格告示」という。)に基づく入札参加資格のうち、一般建築工事のA級に係るものを有すること。

- (5) 入札参加資格告示5による資格決定通知書(以下「資格決定通知書」という。)に記載された一般建築工事における総合点数が1,030点以上であること。ただし、平成12年10月1日以降に吸収当該合併をし、かつ、当該吸収合併をした日又は当該吸収合併に伴う登記をした日を審査基準日とする建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査(以下「合併時経審」という。)を受けている者にあつては、合併時経審の結果における建築一式工事の総合評点と資格決定通知書に記載された一般建築工事における主観点数の合計が1,030点以上であること。
- (6) 平成13年10月12日(金)から同月26日(金)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 平成13年4月1日(日)からおつて通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更生法(昭和27年法律第172号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者(入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。)でないこと。
- (8) 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。
- (9) 平成4年度以降に工事が完成し、引渡しが完了している鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造で1棟の延べ床面積が1,000平方メートル以上の建築工事(以下「同種工事」という。)を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。
- (10) 本件工事の施工期間中、次に掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。
- ア 平成4年度以降に、同種工事を施工管理した経験を有する者であること。
- イ 建築工事業について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。
- ウ 建築士法(昭和25年法律第202号)第4条に規定する一級建築士の免許を有する者又は建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の建築施工管理の技術検定に合格した者であること。

3 技術資料の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成13年10月12日(金)から同月26日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県土木部管理課建設業係(鳥取県庁本庁舎5階)
鳥取市立川町六丁目176	鳥取県鳥取土木事務所総務課(東部総合事務所内)
八頭郡郡家町大字郡家100	鳥取県郡家土木事務所総務課(八頭総合事務所内)
倉吉市東巖城町2	鳥取県倉吉土木事務所総務課(中部総合事務所内)
米子市鞆町一丁目160	鳥取県米子土木事務所総務課(西部総合事務所内)
日野郡日野町根雨730	鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のイに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係（電話番号0857 - 26 - 7347）とする。

(2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されとは限らない。

(3) 技術資料その他提出された資料は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする可能性がある。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成13年10月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

(1) 工 事 名 日野総合事務所改築等工事（建築）

(2) 工事場所 日野郡日野町根雨

(3) 工事内容

ア 本件工事は、鳥取県西部地震により被災した日野総合事務所庁舎を改築するものである。

イ 本件工事は、別途発注予定の電気設備工事、機械設備工事、昇降機設備工事、植栽工事及び外構工事と協調を図り実施する必要がある。

(4) 工事の詳細

ア 庁舎棟 鉄筋コンクリート造 4階建

建築面積 691.30㎡

延べ床面積 2,499.25㎡

イ 車庫棟 (A) 鉄骨造平屋建

建築面積 128.70㎡

延べ床面積 128.70㎡

ウ 車庫棟 (B) 鉄骨造平屋建

建築面積 156.20㎡

延べ床面積 156.20㎡

エ サイクルポート 木造平屋建

建築面積 49.80㎡

	延べ床面積	49.80㎡
オ 車いす使用者用	鉄骨造平屋建	
カーポート	建築面積	69.36㎡
	延べ床面積	35.28㎡
カ 会議室棟連絡通路	鉄骨造平屋建	
	建築面積	3.05㎡
	延べ床面積	0㎡

(5) 工 期 平成13年11月から平成15年2月20日まで

(6) 予定価格 479,389,050円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 県内に本店を有する者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 建築工事業について、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。

(4) 平成12年鳥取県告示第330号(建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について。以下「入札参加資格告示」という。)に基づく入札参加資格(以下「入札参加資格」という。)のうち、一般建築工事のA級に係るものを有すること。

(5) 入札参加資格告示5による資格決定通知書(以下「資格決定通知書」という。)に記載された一般建築工事に係る総合点数が1,030点以上であること。ただし、平成12年10月1日以降に吸収合併をし、かつ、当該吸収合併をした日又は当該吸収合併に伴う登記をした日を審査基準日とする建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査(以下「合併時経審」という。)を受けている者にあつては、合併時経審の結果における建築一式工事の総合評点と資格決定通知書に記載された一般建築工事における主観点数の合計が1,030点以上であること。

(6) 平成13年10月12日(金)から同月26日(金)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(7) 平成13年4月1日(日)からおって通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更生法(昭和27年法律第172号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者(入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。)でないこと。

(8) 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。

(9) 平成4年度以降に工事が完成し、引渡し完了している鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造で1棟の延べ床面積が1,000平方メートル以上の建物の建築工事(以下「同種工事」という。)を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。

(10) 本件工事の施工期間中、次に掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。

ア 平成4年度以降に、同種工事を施工管理した経験を有する者であること。

イ 建築工事業について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

ウ 建築士法(昭和25年法律第202号)第4条に規定する一級建築士の免許を有する者又は建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の建築施工管理の技術検定に合格した者であること。

3 技術資料の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付する。

ア 交付期間及び時間

平成13年10月12日（金）から同月26日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県土木部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）
鳥取市立川町六丁目176	鳥取県鳥取土木事務所総務課（東部総合事務所内）
八頭郡郡家町大字郡家100	鳥取県郡家土木事務所総務課（八頭総合事務所内）
倉吉市東巖城町2	鳥取県倉吉土木事務所総務課（中部総合事務所内）
米子市鞆町一丁目160	鳥取県米子土木事務所総務課（西部総合事務所内）
日野郡日野町根雨730	鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成された技術資料を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係（電話番号0857 - 26 - 7347）とする。
- (2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されとは限らない。
- (3) 技術資料その他提出された資料は、返却しない。
- (4) 工事内容に関する説明会は、行わない。
- (5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。
- (6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成13年10月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

- (1) 工 事 名 日野総合事務所改築工事（機械設備）

- (2) 工事場所 日野郡日野町根雨
- (3) 工事内容
- ア 本件工事は、日野総合事務所改築工事に伴う機械設備工事を特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工によって行うものである。
- イ 本件工事は、別途発注予定の建築工事、電気設備工事、昇降機設備工事、植栽工事及び外構工事と協調を図り実施する必要がある。
- (4) 機械設備工事の概要
- ア 空気調和設備 吸収式冷温水発生機（100RT）、ファンコイルユニット、ヒートポンプパッケージエアコン及び外気処理空気調和機
- イ 換気設備 個別全熱交換機、第1種換気及び第3種換気
- ウ 自動制御設備 中央監視盤による運転及び監視
- エ 衛生器具設備
- オ 給水設備 受水槽及び高置水槽
- カ 排水設備 汚水及び雑排水を公共下水道へ放流
- キ 給湯設備 電気温水器
- ク 消火設備 屋内消火栓
- (5) 工事対象建物の構造及び規模
- | | | | |
|----------------|--------------|-------|-----------|
| ア 庁舎棟 | 鉄筋コンクリート造4階建 | 延べ床面積 | 2,499.25㎡ |
| イ 車庫棟（A） | 鉄骨造平屋建 | 延べ床面積 | 128.70㎡ |
| ウ 車庫棟（B） | 鉄骨造平屋建 | 延べ床面積 | 156.20㎡ |
| エ サイクルポート | 木造平屋建 | 延べ床面積 | 49.80㎡ |
| オ 車椅子使用者用カーポート | 鉄骨造平屋建 | 延べ床面積 | 35.28㎡ |
| カ 連絡通路 | 鉄骨造平屋建 | 延べ床面積 | 0㎡ |
- (6) 工 期 平成13年11月から平成15年2月20日まで
- (7) 予定価格 212,979,900円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類（以下「技術資料等」という。）の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

- ア 共同企業体が、県外に本店を有する者2名により自主的に結成されたものであること。
- イ 各構成員の出資比率が、40パーセント以上であること。
- ウ 各構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者であること。
- エ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 平成12年鳥取県告示第330号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について。以下「入札参加資格告示」という。）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、管工事のA級に係るものを有すること。
- ウ 平成13年10月12日（金）から同月24日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- エ 平成13年4月1日（日）からあって通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（昭和27年法律第172号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

カ 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。

(3) 共同企業体の代表者の資格

ア 管工事業について建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。

イ 入札参加資格告示5による資格決定通知書に記載された管工事に係る総合点数が990点以上であること。

ウ 平成4年度以降に工事が完成し、引渡しが完了している鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、延べ床面積が500平方メートル以上の建物の管工事（以下「同種工事」という。）を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。

エ 本件工事の施工期間中、次に掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。

(ア) 平成4年度以降に、同種工事を施工管理した経験を有する者であること。

(イ) 管工事業について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

(ウ) 建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の管工事施工管理の検定に合格した者であること。

(4) 共同企業体の代表者以外の者の資格

本件工事の施工期間中、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の管工事施工管理の検定に合格した主任技術者を専任で配置できること。

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付する。

ア 交付期間及び時間

平成13年10月12日（金）から同月24日（水）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）

鳥取市立川町六丁目176 鳥取県鳥取土木事務所総務課（東部総合事務所内）

八頭郡郡家町大字郡家100 鳥取県郡家土木事務所総務課（八頭総合事務所内）

倉吉市東巖城町2 鳥取県倉吉土木事務所総務課（中部総合事務所内）

米子市鞆町一丁目160 鳥取県米子土木事務所総務課（西部総合事務所内）

日野郡日野町根雨730 鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係（電話番号0857 - 26 - 7347）とする。
- (2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されるとは限らない。
- (3) 技術資料等その他提出された資料は、返却しない。
- (4) 工事の内容に関する説明会は行わない。
- (5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。
- (6) 本件工事の落札者は、1の(7)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成13年10月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

鳥取県衛生環境研究所設置実験台関係設備 1式

(2) 調達物品の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成14年6月20日（木）

(4) 納入場所

東伯郡羽合町大字南谷 鳥取県衛生環境研究所

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成12年鳥取県告示第486号（物品等の特定調達契約に係る競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が理化学機器に登録されている者であること。
- (3) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。
- (4) 平成13年10月12日（金）から同年11月22日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県出納局会計課

4 入札手続

(1) 問合せ先

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県出納局会計課用度係

電話 0857 - 26 - 7432

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で交付する。

(3) 郵便による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に郵送すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

平成13年11月22日（木）午後1時30分（ただし、郵送による入札書の受領期限は、平成13年11月22日（木）正午までとする。）

鳥取県出納局入札室（鳥取県庁本庁舎1階）

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成13年11月12日（月）午後5時まで提出しなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

免除

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Laboratory table related equipment

(2) November 12, 2001 5:00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) November 22, 2001 1:30 PM : Time-limit for submission of tenders

November 22, 2001 Noon : Time-limit for submission of tenders by registered mail

(4) Contact Point for the notice : Accounting Division, Bureau of the Treasury Tottori Prefectural Government

1 - 220Higashi-machi Tottori-shi 680 - 8570 Japan TEL : 0857 - 26 - 7432

